平成25年 第1回定例会

中 · 北空知廃棄物処理広域連合議会会議録

第1回定例会会議録目次

| | 第1 | 日目 | (半成 2 | 5年2月 | 2 1 目) | 負 | | | | | | | |
|-----|----|--|-------|-------------|---------------------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| ○開会 | 宣告 | | | | | 3 | | | | | | | |
| ○開議 | 宣告 | | | | | 3 | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 1 会議録署名議員の指名―――――――――――――――――――――――――――――――――――― | | | | | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 2 | 議席の指定 | | | | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 3 | 会期の決 | 快定 | | 3 | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 4 | 行政報告 | | | 3 | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 5 | 議案第 | 1号 | 平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算 ———— | 4 | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 6 | 議案第 | 2号 | 平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算 | | | | | | | | |
| | | | | | (第1号) | 1 4 | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 7 | 議案第 | 3号 | 中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理に関する条例 —— | 1 6 | | | | | | | |
| ○日程 | 第 | 8 | 報告第 | 1号 | 例月現金出納検査報告について――――― | 1 7 | | | | | | | |
| ○閉会 | 宣告 | | | | | 1 8 | | | | | | | |

平成 2 5 年第 1 回中·北空知廃棄物処理広域連合議会定例会

平成25年2月21日(木)

午後 1時30分 開 会

午後 2時37分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般予算

日程第 6 議案第 2号 平成24年度中·北空知廃棄物処理広域連合一般補正予算(第1号)

日程第 7 議案第 3号 中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理に関する条例

日程第 8 報告第 1号 例月現金出納検査報告について

○出席議員 (18名)

| | 1番 | 獅 | 畑 | 輝 | 明 | 君 | | 2番 | 水 | П | 典 | _ | 君 |
|---|----|----|-------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 3番 | 清 | 水 | 雅 | 人 | 君 | | 4番 | 坂 | 井 | 英 | 明 | 君 |
| | 5番 | 東 | | 英 | 男 | 君 | | 6番 | 一, | /瀬 | 弘 | 昭 | 君 |
| | 7番 | Щ | 崎 | 数 | 彦 | 君 | | 8番 | 東 | 出 | 治 | 通 | 君 |
| | 9番 | 太 | 田 | 幸 | _ | 君 | 1 | 0番 | 堀 | | 松 | 雄 | 君 |
| 1 | 1番 | 堀 | 内 | 哲 | 夫 | 君 | 1 | 2番 | 阳 | 部 | 敏 | 也 | 君 |
| 1 | 3番 | 長名 | 111.5 | 秀 | 樹 | 君 | 1 | 4番 | 向 | 井 | 敏 | 則 | 君 |
| 1 | 5番 | 速 | 見 | 章 | _ | 君 | 1 | 6番 | 沖 | 田 | 浩 | _ | 君 |
| 1 | 7番 | 澤 | 田 | 正 | 人 | 君 | 1 | 8番 | 高 | 田 | | 勲 | 君 |

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

| 広域連合長 | 前 | 田 | 康 | 吉 | 君 | 副広域 | 連合县 | ŧ | 高 | 尾 | 弘 | 明 | 君 |
|--------|---|---|---|---|---|-----|-----|---|----|----------------|---|---|---|
| 副広域連合長 | 善 | 尚 | 雅 | 文 | 君 | 副広域 | 連合县 | Ē | 村 | 上 | 隆 | 興 | 君 |
| 副広域連合長 | 貝 | 田 | 喜 | 雄 | 君 | 副広域 | 連合县 | Ē | 斉 | 藤 | 純 | 雄 | 君 |
| 副広域連合長 | 植 | 田 | | 満 | 君 | 副広域 | 連合! | Ē | 寺 | 崎 | _ | 郎 | 君 |
| 副広域連合長 | 藤 | 本 | | 悟 | 君 | 副広域 | 連合! | Ē | 佐 | 野 | | 豊 | 君 |
| 副広域連合長 | 金 | 亚 | 嘉 | 則 | 君 | 監 杳 | 委員 | ∄ | Ŀ. | \blacksquare | 正 | 昭 | 君 |

 会計管理者
 加藤孝昭君
 事務局長 松田雄二君

 事務局次長 南 均君
 監査委員書記 赤田敬一君

○本会議事務従事者

書 記 新 名 敏 幸 君 書 記 岡 康 裕 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました、平成25年第1回中・北空知廃棄物処理 広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成25年第1回中・北空知廃棄物処理広域 連合議会定例会は成立いたしました。

よって、これより、本日の会議を開きます。

- ◎日程第1 会議録署名議員の指名
- ○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、議長において、坂井議員、阿部議員を指名いたします。

- ◎日程第2 議席の指定
- ○議 長 日程第2、議席の指定をおこないます。

当広域連合を構成する、上砂川町の議会において議員の改選が行われ、新たに議員が選出されましたことに伴い、議席は中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

堀内議員の議席は、11番といたします。

- ◎日程第3 会期の決定
- ○議 長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議 ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

- ◎日程第4 行政報告
- ○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。広域連合長。

○広域連合長 本日は、平成25年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会にお集まり頂き 誠にありがとうございます。

平成24年11月23日以降の行政報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。お 目通しをいただきたいと存じますが、以下2点につきまして口頭で補足をし、ご報告を申し上げたい と思います。

1点目は、12月7日に、請負業者である日立造船株式会社により焼却処理施設火入式が開催され、 私、北空知衛生センター組合長、砂川地区保健衛生組合長、歌志内市長及び工事関係者など約40名 が参列し、安全を祈願いたしました。

2点目は、2月13日開催の連合会議についてでございますが、今議会に上程されます議案等について協議を行ったものであります。なお、11月15日から行っております試運転につきましては、1月3日よりごみの燃焼試験のためのごみの受け入れを開始し、1月10日より、実際にごみを焼却する試験を行っているところであり、焼却、発電も順調に行われております。今後、4月から施設が本格稼働いたしますが、施設の安全・安定稼働並びに環境負荷の軽減等に十分配慮し運転管理するとともに、広域連合の運営に係る経費につきましても、構成市町の負担によって賄われるものでありますので、市町を取り巻く財政運営がこれまで以上に厳しい状況にあることを踏まえ、構成14市町協調のもと適切に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、行政報告といたしまして、この後よろしくご審議お願い申し上げます。

- ○議 長 以上をもちまして行政報告を終わります。
 - ◎日程第5 議案第1号 平成25年度中·北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算
- ○議 長 日程第5、議案第1号 平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、議案第1号平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般 会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページ目でございますが、一つ目といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4 億2,870万6千円と定めたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるところで ございます。

2ページ、3ページには、第1表歳入歳出予算でございます。内容につきましては、歳入歳出予算 事項別明細書により説明させていただきますので、お目通し願います。

次に、5ページをお開き願います。5ページから7ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括で ございますので、お目通し願います。

次に、歳出よりご説明いたしますので、16ページ、17ページをお開き願います。

1款1項1目議会費につきましては、説明欄記載のとおり、議会の運営に要する経費といたしまして、報酬、旅費など50万3千円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。18ページ、19ページ、2款総務費、1項総務管理費、11 目一般管理費につきましては、説明欄記載のとおり、派遣職員などに係る職員給与関係費負担金4, 026 万4千円など、4, 184万3千円を計上したいとするものでございます。

2目公平委員会費につきましては、説明欄記載のとおり、滝川市ほか6組合公平委員会負担金といたしまして、6千円を計上したいとするものであります。

次のページをお開き願います。 20ページ、21ページ、2 項選挙費、1 目選挙管理委員会費につきましては、説明欄記載のとおり、選挙管理に要する経費といたしまして15 万5 千円を、3 項監査委員費、1 目監査委員費につきましては、監査に要する経費といたしまして10 万7 千円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。22ページ、23ページ、3款衛生費、1項焼却施設費、1目運営管理費につきましては、説明欄記載のとおり、焼却施設の維持管理に要する経費といたしまして、まず、廃棄物処理プラント保険や建物総合災害共済の経費といたしまして、役務費447万1千円、長期包括委託事業やそのモニタリング事業、焼却灰の最終処分に係る委託料といたしまして3億3,736万9千円、最終処分場改修に係る経費の負担金といたしまして3,750万円のあわせて3億7,934万円を計上したいとするものでございます。なお、施設建設費につきましては、建設工事が平成24年度で終了いたしますので廃項とするものでございます。

次のページをお開き願います。 24ページ、 25ページ、 4款、 1 項公債費、 1 目利子につきましては、説明欄記載のとおり、地方債及び一時借入金利子といたしまして、 625 万2 千円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。26ページ、27ページ、5款、1項、1目予備費につきましては、 50万円を計上したいとするものでございます。

以上、歳出合計4億2,870万6千円でございまして、平成24年度当初予算と比較いたしまして、22億950万7千円の減となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。1 款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金は、4億675万2千円でございます。各市町の負担金は、説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。10ページ、11ページ、2款1項1目繰越金につきましては、100万円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。 12ページ、13ページ、3款諸収入、1項1目預金利子は、1千円を計上したいとするものでございます。

2項、1目雑入につきましては、説明欄記載のとおり売電収入といたしまして、2,095万3千円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。14ページ、15ページ、国庫支出金及び広域連合債でございますが、施設建設工事が終了いたしますので廃款とするものでございます。以上、歳入合計4億2,870万6千円を計上したいとするものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。給与費明細書でございます。特別職、議員と監査委員等の委員、嘱託職員の給与費の明細でございますが、平成25年度、本年度と記載されているところでございますが、計24名で、報酬が54万1千円でございます。前年度に比較して、

5名、407万2千円の減となっておりますが、施設建設時に必要であった嘱託職員2名と長期包括 総合評価審査委員会委員3名の減でございます。

30ページ、31ページをお開き願います。債務負担行為で、平成25年度以降にわたるものについての平成24年度末までの支出額又は支出額の見込み及び、平成25年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。一般廃棄物焼却処理施設長期包括委託事業でございますが、債務負担行為の限度額は83億9千万円で、平成24年度末までの支出見込み額は0円でございます、平成25年度末以降の支出予定額は69億1,950万円でございます。また、その財源内訳は、記載のとおり全額一般財源でございます。

32ページ、33ページをお開き願います。広域連合債の平成23年度末における現在高並びに平成24年末及び平成25年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一般廃棄物処理事業債の平成23年度末における現在高は、9億4,260万円で、平成24年度末における現在高見込額は、12億9,730万円でございます。また、平成25年度末における現在高見込み額は、12億9,730万円でございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか、清水議員。

- ○議 長 清水議員。
- ○清水議員 それでは、大きく4点、約20項目ですが、質疑をさせていただきます。

まず、歳入8ページですが、市町負担金の根拠についてお伺いしたいと思います。4億6,075万2千円の市町村負担金の決め方について伺いますが、歳出から繰越100万円、諸収入2,095万3千円を引いたものが負担金等になるわけですが、負担金のうち、まず1点目均等割り分の総額、2点目ごみ重量割分の総額、3点目平成25年度の予定ごみ総重量と、各市町ごとの予定重量についてお伺いします。

2点目は、売電収入について、12ページです。発電する電力は、2基稼働時で1時間当たり何キロワットを予定をしているか。2点目はですね、そのうち売電に回せる電力と、3点目、施設内で使用する電力に分けて、内訳をお伺いいたします。

次、同じ売電収入についてですね、まず、年間の総売電量は、民間住宅に当てはめると、何戸分の 使用電力に相当するのか、2点目はですね、売電収入はすべて広域連合の収入にならない訳ですが、 北電から入ってくる収入のうち、広域連合の収入は幾らか。また、長期包括契約先に収入となる分は、 幾らかということで、お尋ねいたします。3点目としてですね、契約書の44条になると思うんです が、余熱利用業務の5に、計画売電量に係る収入という表現がありますが、これに相当する売電収入 額をお伺いいたします。

3点目ですが、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に対応した、バイオ比率をどの様に見込んでいますか。措置法で決められているバイオ比率と、単価の関係についても含めてお伺いいたします。

次は、衛生費22ページですが、運営管理費3億7,934万円について、包括委託契約分は幾らでしょうか。

2点目、廃棄物プラント保険、建物総合共済の入札方法について伺います。

3点目ですが、長期包括モニタリング業務は、長期委託事業者である中・北空知環境テクノロジー株式会社以外に委託すると思われるが、選定にあたっては、落札者である日立造船グループを含むのか、勿論含まないと思うのですが確認いたします。 2点目は、モニタリングの概要、3点目として契約書第26条の甲による検査とは、この事を指すのか、についてお伺いします。

4点目は、最終処分場関係委託業者の選定方法について伺います。

2点目は、焼却炉運転についてですが、まず、焼却残渣について、1、主灰、飛灰のおよその構成 比と年間の総重量、2点目は埋立て地への輸送方法と飛散防止対策、3点目として運搬車の稼働頻度、 4点目焼却残差のダイオキシン濃度検査の実施有無について伺います。

2点目として、焼却炉の標準能力は85トンですが、1時間当たりの最大焼却量はどのくらいを見込まれているのでしょうか。また2基とも停止、1基だけ稼働の来年度予定日数について伺います。

3点目は、排気ガスについて、ダイオキシンの法定許容濃度はいくらか、公害防止協定の濃度はいくらか、また運転管理の目標濃度について伺います。

4点目は、東日本大震災のがれきについて、自公政権から、新たな考え方を示しているのかどうか について伺います。

委託内容について伺いますが、契約書第13条には、業務計画書が2月末までに出されるが、人員と主な有資格者等の内容について伺います。

次、公債費について、24ページですが、来年度の652万円を含め、26年度以降に公債費として計上される分から、交付税措置を差し引いた実質の市町負担の公債費総額の見込みについて伺います。

3点目、債務負担行為について伺います。一般廃棄物焼却処理施設長期包括委託事業についてですが、15年間で69億1, 950万円としておりますが、2015年間の割振りはどのように決めていくのかを伺います。

関係市町で、長期包括委託契約は初めてと思いますが、巨額の契約だけに、透明性の確保は連合及 び連合議会として最重要と考えます。衛生施設組合などで一般的な単年度ごとの委託契約と比較した メリットとデメリットについて伺います。

また、限度額83億9千万円の根拠について。

4点目として、将来ごみ量が激減したり、焼却炉の補修が予定より少ないなどにより、69億円余の金額を下げられる余地はあるのでしょか。

大きな4点目として、総括として、市町負担の総額見込について伺います。

まず1点目は、69億1,950万円のほかに、起債償還、保険・災害共済、長期包括モニタリング、最終処分場負担金、最終処分関係委託などの15年間の総額をどのように見込んでいますか。

最後に、15年間のごみ総重量をどのように見込んでいるかを伺います。 以上です。

- ○議 長 清水議員の質疑に対する答弁をお願いします。事務局次長。
- ○事務局次長 次長の南です。今の清水議員さんの質問に答えさせていただきます。順番に行きたい と思っております。

まず、市町負担金の根拠について、均等割の総額、ごみ重量分の総額、25年の予定ごみ総重量の各市町の予定重量ということでございますが、負担金の割振りについては、規約第17条第2項に定められております。均等割分は、建設に要する経費の10パーセントが均等割と定められておりまして、今回25年度の予算につきましては、公債費が建設に要する経費に当たります、その額は595万2千円となっております。その10パーセントの59万5,200円が均等割の分となります。

次に重量割分の総額でございますが、建設分は先ほどの残り90パーセントの額になりますので535万6,800円、その他の経費につきましては、まるまる重量割になりますので、4億80万円、合計4億615万6千円となります。端数800円付きます。申し訳ございません。

25年度の計画ごみ量でございますが、地域計画で出しているごみ量で、22,806トンとなります。各市町の内訳につきましては、赤平市2,003トン、滝川市8,310トン、砂川市4,101トン、歌志内市634トン、深川市3,687トン、奈井江町803トン、上砂川町612トン、浦臼町201トン、新十津川町953トン、妹背牛町349トン、秩父別町271トン、雨竜町315トン、北竜町198トン、沼田町369トンでございます。

次に、売電収入についてございますが、発電する電力といたしまして、2炉焼却時で時間当り最大 1,770キロワットでございます。発電量と売電量の割合、ワット数でございますが、売電量につ きましては、単位時間での使用量は、条件、昼間ですとか、機械の動き、いろんなもので変わります。 その為、平成25年度の年間計画発電量をベースに求めますと、売電量は約6割、使用量は約4割に なります。

次に、年間総売電量が民間住宅何戸分ということでございますが、平成25年度の見込売電量を1 戸当たり月に300キロワット使う家庭で、割り返すと仮定しますと、約1,830戸になります。 これは、あくまでも場内で使用して残ったもの、売ったものの最大の戸数でございます。

次に、売電収入のうち、包括委託業者の見込収入の云々というお話でございますが、売電収入のうち包括委託業者の見込収入を除いた物だけが広域連合の収入になります。ですから、25年度の予算で申し上げますと、約7千万円ほど売電の収入がございます。そのうち包括業者が約5千万円を元々見込んでおりますので、その差の2千万円ほどが広域連合の収入になるということになります。

次ですが、計画売電料による収入ですね、包括委託業者の分ですが、それは今申しあげましたが約5千万円、厳密に言うと事業者の提案数量は、税込で5,200万円ぐらいになります。

次に、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の関係でございますが、バイオマス比率 につきましては、月1回の測定が求められておりまして、広域連合予算の焼却量は、平成25年度は 平均して約40パーセントを見込んでおります。バイオマス比率が40パーセント見込んでおります。 買って頂く単価でございますが、税抜きでバイオマスの対象分は17円、対象外が6.24円であります。

次に、運営管理費3億793万4千円のうち、包括委託契約分でございますが、2億7,624万6,346円となってございます。

次に、廃棄物プラント保険、建物総合共済の入札方法ということでございますが、プラント保険につきましては、民間の単独加入するに比較しまして、団体加入のメリットを活かそうということで、社団法人全国都市清掃会議、建物総合共済についても同様の理由で、全国市有物件災害共済会を選定する予定でございます。プラント保険につきましては、見積を調べましたところ半額程度になるということでございます。

次に、モニタリング業務についてでございますが、モニタリング業務の業者の選定にあたりましては、議員さんのおっしゃられたとおりで、業務の監視、適切な運営を目的としておりますので、包括委託事業者の関係者以外の者から選定する予定でございます。

次に、モニタリング業務の概要でございますが、幾つかありますけども、まず運転、維持管理のモニタリング、これにつきましては事業者から、毎月上がってきます業務報告書ですとか、維持、環境管理状況等について、我々広域連合が要求している水準を満たしているかの確認を行います。それと、事業者の様々な計画がございましたが、それらの通り業務が行われているかについても必要に応じて現場確認を含めながら確認をしていくもの。それと、財政状況モニタリングというものがございます。会社が、財政状況がふらついておりますと、適切な運営管理が出来ないということで、財務諸表ですとか、監査書類等で健全性について確認して参ります。あと事業改善支援も考えておりまして、施設の運営が円滑に行われるよう設備等のハード面、長期包括委託契約等のソフト面に関して、広域連合若しくは運営事業者より、そういう事業提案、こうしたら良いんではないかとか提案があった時に、検討、審査、必要な資料作成ですとか、協議への参加などをしていただくということでモニタリングの業務を考えております。それと、そこの3番目で、26条の甲による検査のことかということで、その通りでございます。

次、最終処分場関係委託業務の業者の選定方法についてということでございますが、最終処分場につきましては歌志内市さんの施設でございまして、維持管理等も歌志内市さんで行われます。ただ、入る焼却残渣は広域連合の焼却灰が入っている。業者選定については歌志内市の方で行われているということでございます。

次に焼却炉の運転についてでございますが、焼却残渣についてなんですが、主灰、飛灰のおよその年間の総重量ということで、これあくまでも計画値です、主灰が77パーセント、飛灰が23パーセント、灰の総重量の割合が大体そのぐらいの割合です。そして総重量は、いまの設計の計画値から出しますと、25年度の見込分量、22,806トンを全部燃やしたといたしまして、約2,080トンとなります。

埋立地への輸送方法及び飛散防止対策につきましては、灰が飛ばない様に天蓋付きダンプと言いまして、蓋の付いたダンプを用意いたしまして運びます。

次に、運搬車の稼働頻度でございますが、焼却の完全に停止するのが年間に1週間ないし10日ぐらいあるのですが、点検の為ですが、それ以外の間は基本的に灰が出ますので、ほぼ毎日の様に運びます。ただ1炉の時でこういう天候で行けない時は、ひょっとしたら行けないこともあるかもしれませんが、概ね停止以外で御理解いただきたいと思います。

次に、焼却残渣のダイオキシン濃度の検査の実施の有無ですが、焼却灰、主灰、飛灰でございますが、年1回は測定いたします。

次に、焼却炉の標準の能力85トンということで、1時間の最大焼却量問題が、1時間当り能力が 1.78トンになります。あと日数ですね、来年度の予定日数でございますが、来年度の停止する日 数は7日、25年度7日停止する予定でございます。1基だけの稼働日数は80日、2炉稼働は17 8日となります。

次、排ガスについてでございますが、ダイオキシンの法定許容濃度、公害防止協定の濃度、運転管理の目標濃度でございますが、ダイオキシン類の法律で定める規制値は、当焼却炉につきましては、5ナノグラムでして、歌志内市の住民団体と締結いたしました公害防止協定では、その5分の1の1ナノグラム以下としてございます。運転管理の目標値は、公害防止協定の数値より勿論小さい数値でございますが、施設の運転に係る事業者のノウハウに関することなので、具体的な数値は差し控えさせていただきたいと思います。

次、東日本大震災のがれきについて、自公政権は新たな考え方を示しているかということでございますが、東日本震災のがれきについて、国から新たな考え方は現在のところ聞いてございません。

次、委託内容ですね、13条業務計画書が2月末までに出されるが、人員と主な有資格者等について、現在のところ業務計画書は提出されてございません。ただ、さきほど事務所出る前に、26日ぐらいに打合せに伺いたいというメールがきておりましたので、その辺で提示をされるかと思います。

維持管理体制は、我々の方で30名を見込んでおります。ただ25年度につきましては、事業者の考え方でございまして、運転の指導員を4名配置し34名体制で運営するということでやっております。今現在34名でやっております。また主な有資格といたしましては、ごみ処理施設技術管理者、ボイラータービン主任技術者、第3種電気主任技術者、危険物取扱者、酸素欠乏危険作業主任者、ボイラー技士・整備士などで、約20種類の資格者を配置されるということで計画書が提出されてございます。

次に公債費の関係でございますが、25年度の652万円を含め、26年度以後に公債費として計上される分から、交付税措置を差し引いた実質の額ということでございますが、起債につきましては15年償還、3年据置、5年借換利用してございます。通常15年一発で借りるんですが、5年借換ですと、変動的なものもございますが、ほぼ金利が半分近く安くなる、今の現状ではそうなっております。安い方で選択させていただいております。で金利が、今年度の分が確定しておりませんので、

金利は0.4から0.6パーセントと仮定いたしまして、交付税、後で帰ってくる50パーセント、30パーセント、交付税を除き、7億7, 360万円ほど、これに一時借入利子140万円ほどを加えまして、約7億7, 500万円程度を公債費にして、15年度、平成39年度末までにかかると見込んでございます。

次、債務負担行為でございますが、25年度から39年度までで、69億1,950万円、包括委託料含んだ額ですが、割振りにつきましては、入札参加事業者が、各年度ごとにごみ処理に係る経費ですね、ごみ量に応じまして、光熱費や薬剤などで変わってきます。それとごみ量が例え減っても人件費は変わらない。委託期間内に実施する設備の点検、補修、更新などを各年度で積上げたということになりまして、今15年度で単純に割った額とはなっていない、でこぼこになってございます。

関係市町で、長期包括委託契約は初めてと思うが、ということでございましたが、長期包括委託契約のメリットにつきましては、従来多く用いられている一部衛生施設組合などで用いられておりますが、単年度委託と比較しまして、運転方法や消耗品の管理、施設の整備などを民間業者の裁量に任せる性能発注、包括的業務範囲、長期間契約による3つの効率化により、財政支出の削減が図られるとされているとされております。デメリットとして考えられるのは、長期にわたる契約の実務経験がないことや、委託業者が事業ができることなどでございますが、長期包括委託業務契約の締結に当たっては専門のコンサルに委託して、選定など行いまして、受注業者には広域連合の委託業務だけを行う特別目的会社を設立させて、例えば言い方悪いですが委託業者が倒産など経営不振によりまして委託業務ができなくなることのないように、うちの業務を行うという会社を作ってやらしているということでございます。ですから親会社の経営に引っ張られるとか、関係会社の経営に引っ張られるとかっていうのは防ぐために、うちの施設を運営するだけでやっております。

限度額83億9千万円ということで提出して頂いてございますが、これは長期包括委託業務に参加表明した業者の見積の最大限で取らせて頂いております。いま売電収入で、例えば来年度で5千万円ほどありますが、そういうのを無かった場合で組ませていただいております。ですから本当は、2億7千万円が3億2千万、3億3千万円かという、そういう計算でやってございますので、ちょっと違和感があると思います。

次に、将来ごみ量が激減したり、焼却炉の補修が予定より少ないなどにより、69億円余を下げられる余地はあるかということでございますが、長期包括委託業務の入札説明書において、計画したごみ量が確保できない場合のリスクは、広域連合が主に負うこととしてございます、ですからごみ量が激減しても、基本的には委託料を下げることは出来にくいところ。施設の補修につきましては、各年度の補修計画に合わせた支払額としておりますので、補修計画の見直しにより支払額を見直すことはしないです。この他でございますけども、業務委託料については、物価が急激に上がったとかですとか、その場合につきましては、年1回改定の必要性を事業者と発注者である広域連合が協議することにしております。

次は、市町負担の総額の見込みについて、69億1,950万円の他に、起債償還、保険、災害協

会、モニタリング業務、処分場の関係など他ございますが、その総額についてどの様に見込んでいるのかということでございますが、25年度の予算を編成した段階の数字でございますが、最終処分場に25年度に3,750万円予定して補修することになってございますが、それを除きまして、職員、今のままで4人とした事務局体制といたした事務費を含めまして、売電収入は考慮させていただいてます。維持経費としていたしまして、80億8千万円ほど予定してございます。ただその中で、実際かかる経費といたしまして、灰出しのダンプですとか、場内の除雪機、それと今の運営管理委託業者の準備期間ということで、人件費6,500万円ほど払っておりますが、それら諸々ございますので、22年2月2日の広域連合設立からの経費として、39年まで全部入れまして、売電見込収入除きました建設費以外で84億2千万円ほど掛かると見込んでます。ただ、これ全部消費税5パーセントで計上しておりますし、職員も4人ですとかという形でやらせていただいております。

次に、15年間のごみ総重量をどのように見込んでいるかということでございますが、これは平成22年3月に3組合で策定しました、ごみ処理広域化基本計画で推定されたもので、15年間で31万3,598トンと見込んでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

よろしいでしょうか、清水議員。

○清水議員 2点についてですね、再質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、大きな2の2ですね、3でお伺いしました、排気ガスについてですが、ダオキシンについて排気ガス及び焼却灰ともに年1回の測定ということで伺っておりますが、今の答弁もそうでしたが、プラント内におおよそのダイオキシン測る様な、そうじゃないと思うのですが、そうなると1年間の間に、前に検査した間1年間に何らかの理由でダイオキシンが大きく上昇するということはありえると、ありえないとはないと思うのですが、そういう時についてはですね、どの様に考えているのかということで1点目。

最後、包括の4の1の市町負担の総額をどの様に見込んでいるのか、最終的に今言われた数字が8 4億2千万円という数字ですが、確認ですがこれには先ほどの起債償還額の内の実質負担額を含めて おり、且つ最終処分場の負担金含まれているけども、建設費を含まないという表現をされたんで、そ の意味をもう一度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議 長 はい。南次長。

○事務局次長 まず、第1の件につきまして、法令上では年1回以上の測定と定められております。 ただ、排ガスについては現在2回の測定の予定でございます。ダイオキシンの数値には時間云々かかります。簡単に今の運転機械では出しにくい数値でございます。ただ経験上諸々の数字を見て行く中で、今危険かなとかそういうのを運転員が、大体見当がつくと聞いておりますので、そういう事の監視は簡単だと考えております。 それと先ほどの経費ですね、建設費は除くという事で答弁させていただきました。除きまして84億円ですよということで、建設費につきましては、起債償還がありまして、その内の交付金対象事業は50パーセントが入ります、交付金対象外事業は30パーセント入りますということで、本当の概算でございますが、起債の負担額は7億7,300万円ぐらいの数字ですね、それと公債費と一部交付金にならないのが構成市町分担金を頂いてございますが、それらから2億5千万円でありますので構成市町の実際の負担額は、10億ちょっとになると見込んでございます。

よろしいでしょうか。

- ○議 長 答弁が終わりました。
- ○清水議員 終わります。
- ○議 長 はい。

その他に質疑ございませんか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党滝川市議会議員の清水雅人です。

私は、中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算を可とする立場で討論いたします。

まず、エコバレー日立製作所グループの突然の又無責任な撤退を受けながらも本年4月1日から焼 却炉の安全安定な運転を迎えるに当たり、御尽力されてきた関係市町の首長各位、受注者日立造船グ ループ関係各位に対しまして敬意を表するものです。

さて、主要な体質である運転管理のうち、大方を占める長期包括委託事業が15年間69億円での 巨額受注です。契約方式の是非に立ち入ることをいたしませんが、何点か指摘せざるをえない。まず 第1に、議会での調査が不十分だったのではないかというふうに考えます。広域連合議会として、当 契約内容について公表した、平成24年1月31日から事業者の選定、落札者の決定を受けて、事業 契約を締結した平成24年9月下旬までの間、連合議会として一度も調査をしていないことが不十分 だったというふうに考えております。やはり委員会や全員協議会の様な形で、適時進捗状況の説明を 受ける必要があったのではないでしょうか。

第2に、これから15年間の中には、リサイクルの画期的な前進で焼却ごみ量を減少させる責も各 自治体が負っております。激減した時点で、契約見直し等について住民から疑問や要望として上がっ てくる可能性があります、それに答えられる様な適正な行政執行を求めたいと思います。

第3に、15年間に31万3,598トンで、その経費については84億2千万円を若干超える様な金額が示されました、今後15年間の各市町の負担は非常に大きいというふうに思います。これが住民の負担増に繋がらないよう、関係市町の首長各位のご尽力をこの場でお願いをいたしまして討論といたします。

○議 長 他に討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計 補正予算(第1号)

○議 長 日程第6、議案第2号 平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、議案第2号平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般 会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算を編成する理由でございますが、主な理由といたしましては、循環型社会形成推進交付金でございますが、東日本大震災復興特別会計予算から交付され、これを受けて施行する事業に係る地方負担分は震災復興特別交付税措置がされることとなっております。24年度の当初予算は、昨年2月29日に開会され議会で議決をいただきましたが、この時点では、特別交付税が措置されることを知らずに、地方負担分を一般会計予算による施設整備と同様に地方債と一般財源で計上しておりました。このため、震災復興特別交付税が交付されることに伴い補正予算を編成することとしたものでございます。

1ページ目、第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ600万5千円を減額し、予算の総額を26億3,220万8千円としたいとするものでございます。

第2項でございますが、補正後の歳入歳出予算の款項の区分の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。 第2条は、広域連合債の補正でございますが、第2表広域連合債補正によるところとするものでございます。

2ページをお開き願います、第1表歳入歳出予算補正でございます。補正の内容につきましては、 歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきますので、お目通し願います。

続きまして3ページ、第2表広域連合債の補正でございますが、一般廃棄物処理事業債の限度額を 17億970万円から13億5,500万円減額して、3億5,470万円に変更するものでござい ます。

4ページから5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございますので、お目通し願い **す

次に、補正の内容でございますが、歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開

き願います。

1款1項1目議会費でございますが、補正額35万7千円の減につきましては、説明欄記載のとおり、議会の運営に要する経費の補正で、当初予算では臨時会3回分を計上しておりましたが、24年度は1回も開催しておりませんので、2回分の経費を減額するものでございます。

3款衛生費、1項施設建設費、1目焼却施設建設費でございますが、補正額190万1千円の減につきましては、説明欄記載のとおり焼却施設建設に要する経費の補正でございます。

補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金、循環型社会形成推進交付金の2,413万2千円の増につきましては、当初予算計上額と国の当初内示額の差額でございます。また、広域連合債13億5,500万円の減につきましては、24年度に交付されます循環型社会形成推進交付金が東日本大震災復興特別会計から交付されますことから、地方負担分が震災復興特別交付税で措置されるため、その分の広域連合債を起こしませんので減するものでございます。

一般財源13億2,896万7千円の増につきましては、構成団体に交付されます震災復興特別交付税相当分と前年度繰越金などでございます。

次に第2項焼却施設費、1目運営管理費でございますが、309万2千円の増につきましては、説明欄記載のとおり焼却施設維持管理に要する経費で焼却灰の最終処分に係る委託料や最終処分場改修工事費負担に要する経費などの増に係る補正でございます。

次に4款1項公債費、1目利子でございますが、補正額683万9千円の減につきましては説明欄記載のとおり、地方債及び一時借入金利子に係る補正でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金でございますが、補正額8億2,992万2千円の増でございます。市町負担金につきましては、構成団体に交付されました広域連合に係る震災復興特別交付税措置に係る相当分と前年度の清算などによるものでございまして、各市町の負担金は7ページ記載のとおりでございます。

次に2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費補助金でございますが、補正額2,413万2 千円の増につきましては、循環型社会形成推進交付金に係る歳入でございます。

次に3款1項1目繰越金でございますが、補正額4億9,494万1千円の増につきましては、平成23年度の繰越金に係る歳入でございます。

次に、5款1項広域連合債、1目衛生債でございますが、広域連合が交付を受けた交付金は、東日本大震災復興特別会計から交付され、地方負担分が震災復興特別交付税で措置されますので、交付金対象事業費に係る一般廃棄物処理事業債13億5,500万円を減するものでございます。

以上、歳入合計が600万5千円の減額となったところでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理に 関する条例

○議 長 日程第7、議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理に関する条例 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、議案第3号中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理 に関する条例につきましてご説明いたします。制定の趣旨でございますが、中・北空知廃棄物処理広 域連合が、一般廃棄物焼却処理施設を設置し行う、一般廃棄物の処理に関して必要な事項を定めるた めこの条例を制定したいとするものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明申し上げます。

第1条は、目的でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、広域連合が一般廃棄物焼却処理施設を設置し行う一般廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めることを規定するものでございます。

第2条は、この条例で使用する用語の定義を規定するものでございます。

第3条は、広域連合の責務を規定するもので、一般廃棄物の処理は法律を順守し、生活環境の保全 上支障が生じないよう適正な処理に努めなければならないこと、そして、処理事業の実施に関して 効率的な運営に努めなければならないことを規定しています。

第4条は、搬入者の責務を規定するものでございます。

第5条は、広域連合が処分を行う一般廃棄物について規定するものであり、別に規則で受入れ基準を定めることとしております。

第6条は、一般廃棄物を搬入できる者を規定するものであり、3組合とその委託を受けたもの、また第2項では、国や他の地方公共団体から申し出があった場合において、広域連合長が認めた場合は搬入することができると規定するものでございます。

第7条は、搬入できない一般廃棄物を規定するものであり、搬入者に対して受入れ基準に適合しないものや特別管理一般廃棄物、危険性のある廃棄物などは受入れしないこと、第2項では、搬入してはならない廃棄物を搬入しようとするものに、必要な事項を指示することができること、第3項では、

指示に従わない場合は受入れを拒否することができることを、規定するものでございます。

第8条は、一般廃棄物処理手数料でございますが、3組合が搬入する廃棄物につきましては、構成 団体に対して広域連合の維持運営に必要な経費を負担金として請求いたしますので、この条文には該 当しませんが国や他の自治体から搬入された場合の手数料の額などについては、広域連合長が定める と規定するものでございます。

第9条から第12条までは、生活環境影響調査結果の縦覧に関する事項などを規定するものでございます。生活環境影響調査結果の縦覧に関する条例は、既に制定しておりますが、今般この条例を制定するに当たり、滝川市や中空知衛生施設組合の条例にならい、この条例に規定したいとするものでございまして、現行の条例は、附則第2項で廃止したいとするものであります。なお、内容につきましては、現行の条例と同じでございます。

第13条は、施設の設置について規定するものでございます。

第14条は、施設の名称と位置を規定するものでございます。名称は中・北空知エネクリーン、位置は歌志内市字東光30番地17でございます。

第15条は、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を規定するものでございます。地域主権 改革一括法で市町村の条例で定める必要があるものでございます。

第16条は、規則への委任について規定するものでございます。

最後に、附則第1項、施行期日でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 報告第1号 例月出納検査報告について

○議 長 日程第8、報告第1号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

例月現金出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。 これより、一括質疑に入ります。質疑ございますか。 (なしの声あり。)

○議長質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。報告第1号は、報告済みといたします。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。 これにて、平成25年 第1回 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

中 · 北空知廃棄物処理広域連合議会議長

中 · 北空知廃棄物処理広域連合議会議員

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員